

ページなど	誤	正	備考	摘要
P60 4.1.3(4)解説	また、支圧強度の特性値については他の鋼材と同様に引張降伏強度の1.5倍とするが、引張強度は超えないものとして設定された。	また、支圧強度の制限値については他の鋼材と同様に引張降伏強度の1.5倍とするが、引張強度は超えないものとして設定された。	「特性値」→「制限値」	①2018.1.25掲載 ②第2刷で訂正
P92 5.3.12(2)2解説	実際の応力度が支間をとして計算したものよりも小さいことが確実に見込まれる場合に適用できる。	実際の応力度が支間を1として計算したものよりも小さいことが確実に見込まれる場合に適用できる。	「1」の追記	①2018.1.25掲載 ②第2刷で訂正
P93 5.3.12(3)解説	なお、せん断応力度の制限値は、引張応力度の制限値の、支圧応力度の制限値は引張応力度の制限値の1.5倍として規定されている。	なお、せん断応力度の制限値は、引張応力度の制限値の $1/\sqrt{3}$ 、支圧応力度の制限値は引張応力度の制限値の1.5倍として規定されている。	「 $1/\sqrt{3}$ 」の追記	①2018.1.25掲載 ②第2刷で訂正
P528 20.8.1解説	このため、横方向突合せ溶接継手のみならず落橋防止装置などの付属物を含め、全ての完全溶込み開先溶接による溶接継手は、	このため、横方向突合せ溶接継手のみならず、落橋防止構造及び付属物に用いる、全ての完全溶込み開先溶接による溶接継手は、	「落橋防止装置などの付属物」→「落橋防止構造及び付属物に用いる」	①2018.1.25掲載 ②第2刷で訂正
P547 20.8.4(2)6解説	このため、落橋防止装置などの付属物を含め、全ての完全溶込み開先溶接による溶接継手は、原則として、反対側からの溶接を行う前に健全な溶接層まで裏はつりを行う必要がある。	このため、落橋防止構造及び付属物に用いる、全ての完全溶込み開先溶接による溶接継手は、原則として、反対側からの溶接を行う前に健全な溶接層まで裏はつりを行う必要がある。	「落橋防止装置などの付属物」→「落橋防止構造及び付属物に用いる」	①2018.1.25掲載 ②第2刷で訂正
P358 13.4.3解説	ν_B : 座屈安全率で式(解13.4.10)による。	ν_B : 座屈安全率で式(解13.4.1)による。	「解13.4.10」→「解13.4.1」	①2018.5.14掲載 ②第2刷で訂正